

議案第57号

新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の
制定について

新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

平成29年9月5日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例（昭和51年条例第15号）の一部
を次のように改正する。

第3条第2号を削り、同条第3号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、
同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号中「障がい者作業訓
練所」を「地域活動支援センター」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第
5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第4条第1号中「前条第1号及び第2号」を「前条第1号」に改め、同条第2号中「前
条第5号」を「前条第4号」に、「障がい者作業訓練所」を「地域活動支援センター」
に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

新居浜市障がい者福祉センターの事業内容を変更するため、及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。